

新型コロナウイルス感染症に関する届出チャート【学生版】

第4版2022-03-29

右記の事項に該当

- 感染疑い者(感冒様症状がある方)
- 濃厚接触者に該当した方
- 感染が判明した方(疑似症と診断された方を含む)
- 同居の家族が、感染疑い者や濃厚接触者となった方、PCR検査等を受けている方

登校停止
(自宅療養・自宅待機開始)

連絡フォームへの入力
(毎日、体調報告)

自動通知

学部担当事務課、及び
各学科指定の通知先

学生支援課

保健センター

必要に応じて、詳細確認、
対応指示、相談事項への
回答連絡を行う

報告内容(療養状況)を確認し、
学部担当事務課へ自宅療養を証明

登校制限解除まで
毎日入力する
(公欠席扱い)

登校制限解除により登校再開

※基本対応方針または制限解除基準一覧を参照
※実習中は実習先の対応方針を優先

所属学部の事務担当
窓口へ欠席届を提出

保健センターより自宅療養の
証明を受けた期間について
公欠席扱いを適用

保健センターは情報を集約の上、
・集団感染疑いなどの注意喚起
・学部閉鎖・学校閉鎖の助言
を行う。

※管理システム経由で
自宅療養証明を行う
ため、証明書(紙)は
発行しない。

保健センターより自宅療養証明を受けるためには、連絡フォームへの入力が必須です。
なお、2週間より前の報告は受け付けできません。

※管理システム上で、自宅療養証明を確認。
必要に応じて自宅療養証明データ一覧を発行。

新型コロナウイルス感染症に関する届出チャート【教職員版】

第4版2022-03-29

右記の事項に該当

- 感染疑い者(感冒様症状がある方)
- 濃厚接触者に該当した方
- 感染が判明した方(疑似症と診断された方を含む)
- 同居の家族が、感染疑い者や濃厚接触者となった方、PCR検査等を受けている方

別途、所属長(部門長)へも
相談・報告してください

出勤停止
(自宅療養・自宅待機開始)

連絡フォームへの入力
(毎日、体調報告)

自動通知

大学病院ICT
(大学病院勤務者)

人事課

保健センター

必要に応じて、詳細確認、
対応指示、相談事項への
回答連絡を行う

報告内容(療養状況)を確認し、
人事課へ自宅療養を証明

就業制限解除まで
毎日入力する
(職免扱い)

就業制限解除により出勤再開

※基本対応方針または制限解除基準一覧を参照《*》

休暇願(職免)を提出

自宅療養の証明を受けた期間
について職免扱いを適用

※管理システム上で、自宅療養証明を確認。
必要に応じて自宅療養証明データ一覧を発行。

保健センターは情報を集約の上、
・集団感染疑いなどの注意喚起
・学部閉鎖・学校閉鎖の助言
を行う。

※管理システム経由で
自宅療養証明を行う
ため、証明書(紙)は
発行しない。

保健センターより自宅療養証明を受けるためには、連絡フォームへの入力が必須です。
2週間より以前の報告は受け付けできません。

《*》大学病院または歯科クリニック勤務者(兼担含む)は院内の対応方針を優先します。

制限解除基準一覧

	区分	登校停止(自宅待機)期間／制限解除基準	登校再開
本人	感染疑い者 (感冒様症状のある方)	<ul style="list-style-type: none"> 薬を服用しない状態で、1日を通して症状が消失した日を0日として、3日目から登校可能 	左記自宅待機期間を経過すれば登校再開可能です。 (登校再開可能の連絡はありません)
	濃厚接触者	<ul style="list-style-type: none"> 原則として最後の接触から 7 日間(接触した日の翌日を 1 日目とする)の自宅待機 または保健所から別途指示があった者はその期間まで自宅待機 	
	感染者	<ul style="list-style-type: none"> 発症後10日間かつ症状消失後3日以上経過した後、入院していた場合には退院時における主治医からの指示を参考として、学校医(保健センター所長)及び所属長(学部長)の判断により制限解除 無症状者は原則として検体採取日から7日間経過後または保健所から別途指示があった者はその期間経過後に、学校医(保健センター所長)及び所属長の判断により制限解除 	学生支援課からの登校再開の連絡を受けてからの登校再開許可となります。
同居家族	感染疑い者 (感冒様症状がある)	<ul style="list-style-type: none"> 家族(同居者)の方の症状が消失するまで自宅待機 	左記自宅待機期間を経過すれば登校再開可能です。 (登校再開可能の連絡はありません)
	濃厚接触者に該当 PCR検査等を受けている	<ul style="list-style-type: none"> 家族に症状なく、検査結果が陰性と判明するまで自宅待機 	

※新型コロナウイルス感染症に対する基本対応方針(第12版 2022-03-29)に基づく
 ※教職員の方は、登校→出勤、学生支援課→人事課 と読み替えてください。